

災害危険区域の指定について

下境、宮原地区では、近年、那珂川の氾濫により度重なる浸水被害が生じており、令和元年東日本台風においてはこれまで以上に甚大な被害が生じました。

このようなことから、「下境地区の一部」及び「宮原地区の一部」を災害危険区域に指定し、防災集団移転促進事業を活用して浸水被害のリスクが低い地域へ移転することにより、安全・安心な地域づくりの実現を目指しています。

●災害危険区域とは

洪水等の自然災害から市民の生命と生活を守るために、建築基準法第39条の規定により「居住の用に供する建築物の建築^(※1)」を制限する区域です。

(※1) 建築とは、建築物を「新築」・「増築」・「改築」・「移転」すること。(建築基準法第2条第13項)

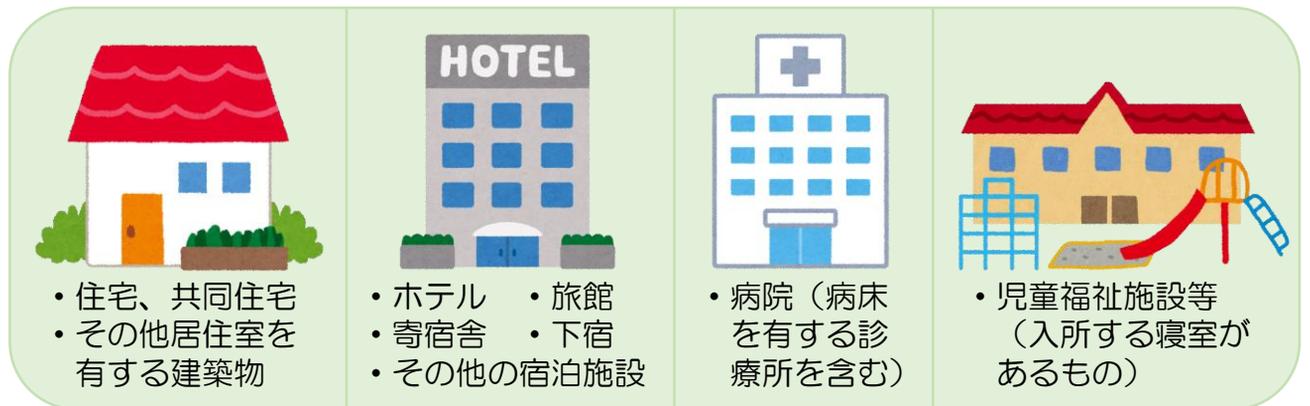
●災害危険区域指定日

令和7年6月2日(月)

●建築制限の内容

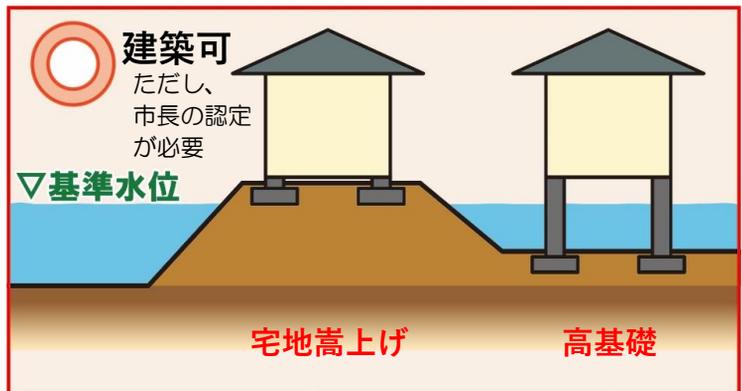
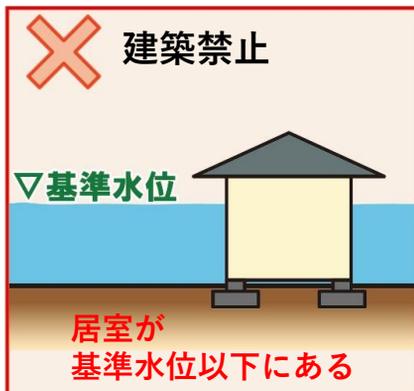
災害危険区域内では、区域指定日以降に「居住の用に供する建築物(居室・寝室等がある建築物)」を建築することはできなくなります。

<対象建築物の例>



ただし、居室を基準水位^(※2)以上に設け、市長の認定を得ることで、建築することは可能です。

地区ごとの基準水位は、下境地区：T.P.61.9m 宮原地区：T.P.72.3m^(※3)です。



建築物の修繕や模様替えは、市長の認定を受けることなく行うことができます。

(※2) 基準水位とは、建築物を建築する地盤面の高さが、河川の出水等による建築物の被害を軽減することができる水位として、市長が定める水位のこと。令和元年東日本台風の浸水実績を踏まえて設定。

(市災害危険区域の指定に関する条例第5条第2項第1項)

(※3) T.P.とは、東京湾平均海面であり、下境地区：T.P.61.9m、宮原地区：T.P.72.3mは令和元年東日本台風での浸水実績。